

福祉ホーム

山形県立ふれあいの家

指定管理者募集要項

令和 7 年 6 月

山 形 県

目 次

1	募集の概要	1
2	施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務	2
4	指定管理者募集に関する事項	2
5	経費に関する事項	7
6	審査及び選定に関する事項	8
7	協定に関する事項	11
8	調査及び指示	12
9	関係法令等の遵守	12
10	情報公開について	13
11	指定管理者の指定の取消しに関する事項等	13
12	その他	15
13	添付資料	15

山形県立ふれあいの家 指定管理者募集要項

山形県立ふれあいの家の効果的かつ効率的な管理運営を行うため、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年 3 月県条例第 11 号。以下「手續条例」という。）及び山形県立ふれあいの家条例（平成 18 年 3 月県条例第 22 号。以下「ふれあいの家条例」という。）に基づき、指定管理者を次のとおり募集します。

1 募集の概要

(1) 施設の名称

山形県立ふれあいの家

(2) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(3) 指定管理者の募集及び選定の方法

公募とし、申請者から提出のあった事業計画書の内容等について、山形県健康福祉部指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査したうえで、候補者を選定します。

(4) 審査結果等の通知及び公表

審査結果は、申請者に対して通知するとともに、山形県ホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）、健康福祉部障がい福祉課のページへの掲載等により公表します。

(5) 協定の締結

県は、県議会の議決を経て、選定された候補者を指定管理者に指定します。その後、指定管理者と細目について協議を行い、協定を締結します。

(6) 問合せ先

山形県健康福祉部障がい福祉課 障がい者活躍・賃金向上推進室

〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号

電 話 023-630-2293

F A X 023-630-2111

E-Mail 県ホームページ下部の「お問い合わせフォーム」から

2 施設の概要

① 所在地 山形県山形市長町二丁目 10 番 20 号

② 構造 鉄骨造平屋建

③ 敷地面積 2,126.39 m²

④ 建築面積 769.04 m²

⑤ 延床面積 769.04 m²

⑥ 設置年月 平成 7 年 7 月

⑦ 現指定管理者 社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会

※ 詳細は別添「施設概要」を参照してください。

3 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

- ① 施設の利用許可等に関する業務
- ② 利用料金の徴収等に関する業務
- ③ 利用者サービス等に関する業務
- ④ 相談及び助言に関する業務
- ⑤ 給食の提供に関する業務
- ⑥ 社会生活上の便宜の供与

(2) 施設等の維持管理に関する業務

- ① 施設の管理に関する業務
- ② 設備（物品を含む）の管理に関する業務
- ③ その他施設等の管理に必要な業務

(3) 地域との連携等に関する業務

- ① 専門的知識、技術等の地域への提供
- ② 地域行事や各種会合等への参加・開催

(4) その他の業務

- ① 自主事業※の実施
- ② 事業計画書及び収支計画書等の作成
- ③ 事業報告書の作成
- ④ 月例報告
- ⑤ サービスの向上に向けた自己検証の実施及び当該検証結果の県への報告
- ⑥ 業務状況調査
- ⑦ 指定期間が満了したとき又は指定が取り消されたときの引継業務
- ⑧ その他県が必要と認める業務

※ 自主事業とは、指定管理者が自己の責任と費用により、指定管理業務の実施を妨げない範囲において実施する、当該施設の利用促進・活性化、利便性の向上等に資する事業とします。なお、自主事業を実施するにあたっては、あらかじめ県の承認を得るものとします。収支計画書の作成にあたっては、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支を分けることとします。

※ 詳細は別添「指定管理者業務基準仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

4 指定管理者募集に関する事項

(1) 指定管理者の募集及び選定スケジュール

主な手続の実施スケジュールは、次のとおりです。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ① 募集要項等の配布 | 令和7年6月10日(火)～7月15日(火) |
| ② 質問書の受付 | 令和7年6月10日(火)～7月8日(火) |
| ③ 現地説明会の開催 | 令和7年7月4日(金) |
| ④ 申請書類の受付 | 令和7年6月10日(火)～7月15日(火) |
| ⑤ 審査 | 令和7年7月下旬～8月上旬予定 |
| ⑥ 選定された候補者の公表 | 令和7年9月予定 |
| ⑦ 指定管理者の指定 | 令和7年10月予定 |
| ⑧ 指定管理者との協定締結 | 令和8年2月予定 |

(2) 指定管理者の募集手続

① 募集要項等の配布

ア 配布期間

令和7年6月10日（火）から7月15日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

イ 配布場所

山形県健康福祉部 障がい福祉課
障がい者活躍・賃金向上推進室

なお、県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp>）からも入手することができます。

② 募集に関する質問書の受付

ア 受付期間

令和7年6月10日（火）から7月8日（火）午後5時15分（必着）まで

イ 提出方法

持参、郵送、電子メール又はFAXで、1(6)の問合せ先まで期間内に文書で送付してください。

なお、質問書を送付した場合は、必ず電話で到達を確認してください。様式は自由です。ただし、電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。

ウ 回答方法

質問書に対する回答は、質問書を提出した法人又は団体に電子メール等で随時回答するとともに、前記の県ホームページに掲載します。

③ 現地説明会

ア 開催日時

令和7年7月4日（金）午前10時から正午まで

イ 集合場所

ふれあいの家玄関前

ウ 参加人員

各法人等3名以内

エ 申込方法等

現地説明会参加申込書（別紙様式1）により、持参、郵送、電子メール又はFAXで、山形県健康福祉部障がい福祉課 障がい者活躍・賃金向上推進室に令和7年7月1日（火）午後5時15分（必着）までにお申し込みください。

なお、現地説明会参加申込書を送付した場合は、必ず電話で到達を確認してください。

④ 申請書類の受付

ア 受付期間

令和7年6月10日（火）から7月15日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付方法

山形県健康福祉部障がい福祉課 障がい者活躍・賃金向上推進室まで、持参又は郵送してください。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付けます。

⑤ 審査

7月下旬から8月上旬の間に実施予定です。ヒアリングを実施する場合は、別途、申請者に通知します。

⑥ 候補者の選定

審査委員会における審査結果に基づき、候補者を選定し、申請者全員に結果を通知するとともに、前記の県ホームページにおいて公表します。(令和7年9月予定)

⑦ 指定管理者の指定

県議会の議決後に、候補者を指定管理者に指定します。(令和7年10月予定)

⑧ 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定後に協定を締結します。(令和8年2月予定)

(3) 申請に関する事項

① 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

ア 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

イ 申請時において、県内で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第28項に規定する福祉ホームを運営していること。

ウ 令和7年4月1日において、前記イに掲げる施設の運営を引き続き3年以上行っていること。

エ 人員配置計画が次の基準を満たしていること。

(ア) 山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第86号、以下「基準条例」という。）で定める基準のうち管理人に関するものを満たしていること。

(イ) 配置する管理人については常勤とし、次の施設のいずれかにおいて職員として勤務した経験を有するものであること。

a 法第5条第11項に規定する障害者支援施設

b 法第5条第28項に規定する福祉ホーム

c 法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

カ 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

キ 国税及び地方税を滞納していないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

ケ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

(ア) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力

団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。

(イ) 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

(ウ) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

コ 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

サ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消し(合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。)を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

シ 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員がア及びオからサまでの要件を全て満たし、かつ、当該共同企業体のいずれかの構成員がイ及びウの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(ア) 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

(イ) 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

(ウ) 人員配置計画がエの(ア)及び(イ)の基準を満たしていること。

② 複数の団体による共同申請

サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等が共同企業体を構成して申請することができます。この場合は次項「③申請書類」に掲げる書類NO2～3、5の書類は、構成員ごとに提出してください。

③ 申請書類

申請時には、以下の書類を**10部(正本1部、副本9部)**提出してください。また、必要に応じて参考資料を添付してください。

書類NO	書 類 名	様式NO
1	指定管理者の指定申請書	様式1
2	申請者が必要な資格を満たしていることを証する書類	
	ア 山形県立ふれあいの家の指定申請に係る申立書	様式 2-1
	イ 税の滞納がないことを証する書類	
	① 山形県税についての未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く)がない旨の証明書(総合支庁が発行する直近1年間の証明書で提出日において発行の日から3か月以内のものに限る。他都道府県税についても同様)	
	② 消費税納税証明書及び法人の場合における法人税納税証明書(税務署が発行する直近1年間の証明書で提出日において発行の日から3か月以内のものに限る。)	
	③ 市町村税についての未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く)がない旨の証明書(市町村が発行する直近1年間の証明書で提出日において発行の日から3か月以内のものに限る。)	
3	労働関係法令の遵守に関する誓約書	様式 2-2

4	事業計画書等	
	ア 平等利用の確保に関する調書	様式 3
	イ 管理運営に係る全体方針に関する調書	様式 4
	ウ 施設等の維持管理に関する計画	
	① 施設等の維持管理方針に関する調書	様式 5
	② 非常災害対策に関する調書	様式 6
	③ 衛生管理等に関する調書	様式 7
	④ 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護に関する調書	様式 8
	⑤ 事故発生時の対応に関する調書	様式 9
	エ 運営に関する計画	
	① 処遇に係る基本的考え方に関する調書	様式 10
	② 相談及び援助に関する調書	様式 11
	③ 給食の提供（給食の提供に係る介助を含む）に関する調書	様式 12
	④ 社会生活上の便宜の供与等に関する調書	様式 13
	⑤ 健康管理に関する調書	様式 14
	⑥ 苦情解決に関する調書	様式 15
	⑦ 地域との連携等に関する調書	様式 16
	⑧ 施設機能の地域に対する提供に関する調書	様式 17
	⑨ 地域経済への貢献、県の施策への協力に関する調書	様式 18
	⑩ 自主事業（新規事業等）の提案に関する調書	様式 19
	⑪ 準備業務に関する調書	様式 20
	オ 収支計画書	
	① 収支計画書	様式 21
	② 経費節減に関する調書	様式 22
	カ 人的能力に関する計画	
	① 人員配置に係る基本的考え方に関する調書	様式 23
	② 管理人に関する調書	様式 24
	③ 組織体制及び勤務体制等に関する調書	様式 25
	④ 職員研修に関する調書	様式 26
5	指定を受けようとする法人等の経営基盤等に関する資料・計画	
	ア 法人又は団体の概要に関する調書	様式 27
	イ ふれあいの家の指定管理者の指定申請に関する法人の意思決定を証する資料（評議員会及び理事会議事録等）	
	ウ 法人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類	
	エ 申請書の日属する事業年度より前3か年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類並びに令和7年度に係る事業計画書及び予算関係資料	
	オ 法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関する事項を記載した資料	
	カ 法人等の役員及び管理人（予定者）の名簿及び履歴書	
	キ 社会福祉法及び福祉関係法令に基づき所轄庁が実施した指導監査の結果及び指導事項等に対する対応状況等（実施年度が令和4年度から令和6年度ま	

	での3か年分)	
ク	社会保険への加入状況を確認できる書類 〔雇用保険〕下記の書類のいずれか ・資格取得等確認通知書（写） ・直近の概算保険料又は確定保険料申告書（写）及び領収済通知書（写） 〔健康保険及び厚生年金保険〕下記の書類のいずれか ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写） ・被保険者報酬月額基礎届に伴う標準報酬決定通知書（写） ・直近の保険料の領収通知書（写）	
ケ	ふれあいの家と同種又は類似の施設の管理運営実績を証する書類（同種又は類似の施設の管理運営実績のない法人の場合は提出の必要はありません。）	任意 様式
コ	金融機関等の支援、協力体制に関する調書	様式 28
6	共同企業体申請構成表（共同企業体が申請を行う場合）	様式 29

④ 留意事項

- ア 必要に応じて関連法人等の財務諸表や金融機関の支援体制等の資料を求める場合があります。
- イ 申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とします。
- ウ 提出された申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- エ 申請から県議会における指定の議決までの間に、法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名に変更があった場合は、速やかに、山形県知事あて変更届（任意の様式）を提出してください。

(4) 欠格事項

申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請者を失格とします。

- ① 本募集要項に定める資格・要件が備わっていない場合
- ② 事業計画書において、指定管理料が県の提示する額を上回っている場合
- ③ 複数の事業計画書を提出した場合
- ④ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合
- ⑤ 審査委員会の委員に個別に接触した場合
- ⑥ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ⑦ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑧ その他不正な行為があった場合

5 経費に関する事項

県は、予算の範囲内で、指定管理者に次に記載する上限額以内で指定期間中における管理運営に要する管理経費として指定管理料を支払いますので、「収支計画書」（様式 21）の「指定管理料」の欄を記載するうえで参考にしてください。

また、指定管理者による施設の管理においては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 8 項で定める「**利用料金制**」を採用するため、指定管理者は、指定管理料のほか利用者が支払う施設の利用料金を、自らの収入とすることができます。

(1) 上限額

- ① 指定期間中に県が支払う指定管理料の上限額は次のとおりとします。

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	計
16,458 千円	16,458 千円	16,458 千円	16,458 千円	16,472 千円	82,304 千円

- ※ 申請の際は、この上限額以内で指定管理料を提示してください。
なお、各年度においても年度上限額以内となるようにしてください。上限額を超えた申請は受理しません。
- ※ 福祉ホームを経営する事業は第二種社会福祉事業のため消費税非課税です。

② 指定管理料については、事業計画書に提示のあった金額を参考に指定管理者と協議を行い、年度協定に定めます。

なお、実際の指定管理料は、指定管理者が申請時に提示した額ではなく、これを上限として毎年度定める予算により確定します。(年度によっては指定管理者の提示金額に満たない場合があります。)

(2) 指定管理料の支払い

会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）を基準として、分割して指定管理料を支払います。支払方法、時期については、年度協定で定めます。

(3) 県が支払う指定管理料に含まれるもの

- ① 人件費
- ② 事務費（消耗品、電話料等）
- ③ 管理費（光熱水費、保守管理費、修繕費等）
- ④ その他必要と認める経費

(4) 会計処理

山形県立ふれあいの家の管理運営に係る会計処理は、指定管理者の他の事業と区別して専用の口座で経理してください。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

審査委員会において、申請者から提出のあった事業計画書の内容等について、サービス向上、管理経費の節減、地域経済への貢献、管理運営の安定性、より良い地域社会を形成する観点などの次の選定基準に基づく得点を参考のうえ、総合的に審査し、候補者を選定します。

(2) 選定基準

手続条例第３条に定める以下の基準を踏まえ選定します。

- ① 公の施設の平等利用が確保されるものであること。
- ② 事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。

(3) 選定基準ごとの審査項目及び配点

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点	審査に用いる様式
1 基本事項	(1) 施設の設置目的と管理運営の基本方針	●県が示す管理運営方針と申請者が提案した方針は合致するか。 ●申請者の経営モラルは適切か。	満たしていなければ失格	様式 4
	(2) 収支計画の適確性及び実現の可能性	●申請者が提示した指定管理料は、県が示した上限額以内となっているか。 ●収支計画と事業計画との整合性が図られているか。 ●収支計画は実現可能なものか。 ●業務遂行のための適切な積算となっているか。 ●現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。		様式 21
	(3) 施設の維持管理の適確性	●当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ●県が求める維持管理の基準に合致しているか。		様式 5
	(4) 労働関係法令の遵守	●労働関係法令を遵守しているか。 ●最低賃金を遵守しているか。		様式 2-2
2 施設の平等利用の確保	(1) 平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	●生活弱者等の利用のしやすさへも配慮しており、事業内容に偏りがないか。 ●正当な理由のない利用の拒否や、不当な差別的取扱いはないか。	5	様式 3
3 事業計画書の内容が施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができること	(1) 管理経費における経済性	●利用者へのサービス水準を維持しつつ、提案額は県が示す上限額と比べ節減が図られているか。	10	様式 22
	(2) 施設のサービス向上を図るための具体的手法	●利用者に対して行う支援内容等は適切か。 ●共同生活上、利用者が守るべき規律については、利用者の意見が極力尊重される仕組みになっているか。 ●利用者に対し、適切な相談及び助言を行うことのできる体制となっているか。 ●利用者の栄養管理に配慮した給食の提供（食事の介助を含む。）が行われる体制となっているか。 ●利用者に対する社会生活上の便宜の供与の内容は適切か。 ●利用者の健康管理の内容は適切か。また、通院時等には必要な便宜（同行や送迎等）が図られているか。 ●自主事業（新規事業等）の企画内容は、サービスの向上を一層図るものか。 ●準備業務（業務引継ぎ）に関する内容及びスケジュール等は適切か。	35	様式 10 様式 11 様式 12 様式 13 様式 14 様式 19 様式 20
	(3) 施設の維持管理の内容の妥当性	●施設・設備等の維持管理について、関係法令に則り適切に計画されているか。また、維持管理の効率化について適切な取組内容となっているか。	7	様式 5 様式 6 様式 7 様式 9

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点	審査に用いる様式
		●施設の安全管理、利用者の安全管理への取組み（防犯・防災、事故防止、感染症防止等の対策）は十分か。		
	(4) 地域との連携	●地域との連携内容は適切か。 ●地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。	6	様式 16 様式 17
4 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること	(1) 安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	●職員体制（人数、配置体制）は十分か。 ●職員配置においては実務経験者を適切に配置するなど、自立支援に係る処遇レベルを確保できる体制となっているか。 ●指定管理者に求められる業務を適確に実践できる管理人を配置しているか。 ●組織体制、勤務体制及び管理・責任体制は適切か。 ●外部委託の実施計画は妥当か。 ●職員に対する研修内容は、支援の困難性の高い利用者等にも対応した計画となっているなど適切であり、かつ実行する体制が整っているか。 ●共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 ●過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。	9	様式 23 様式 24 様式 25 様式 26 様式 29
	(2) 安定的な運営が可能となる経済的基盤	●指定管理者の指定申請にあたり、法人等内の意思決定が適切に行われているか。 ●財務状況等、申請者の経営基盤は安定しているか。 ●金融機関等の支援・協力体制は十分か。	9	様式 27 及び 添付書類 様式 28
5 その他	(1) 利用者要望への対応	●利用者等からの苦情等の把握及びそれらを解決するための措置は適切か。	5	様式 15
	(2) 緊急時の対応	●非常災害への対策（防災訓練、未然防止対策を含む。）に関する計画は適切か。 ●事故が発生した場合の対応方法、損害賠償保険への加入及び再発防止対策等は適切か。	4	様式 6 様式 9
	(3) 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組	●情報公開、個人情報保護及び公益通報者の保護に関する取組みについて、関係法令を遵守し、適切に計画されているか。	4	様式 8
	(4) 地域経済への貢献	●地元企業への参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。	3	様式 18
	(5) 県の施策への協力	●県が認める各種施策（別表）に対し、協力しているか。	3	様式 18
合 計			100 点	

- ①エコアクション 21 取得
- ②障がい者雇用
- ③子育て支援
- ④やまがたスマイル企業認定制度
- ⑤建設雇用改善優良事業所表彰
- ⑥地域貢献活動（災害活動、マイロード等）
- ⑦新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ
- ⑧女性の活躍推進
- ⑨協力雇用主としての活動
- ⑩新分野進出等経営革新への取組み（再生可能エネルギー分野への進出を含む。）
- ⑪当該施設におけるキャッシュレス決済への対応
- ⑫その他必要と認める施策

7 協定に関する事項

審査委員会により選定された候補者について、県議会の議決を経て指定管理者として指定した後、細部についての協議を行い、施設の管理運営に関する指定期間全体の「**包括協定**」を締結します。ただし、協定締結及び協定発効以前に、指定管理者の財務状況が悪化する、社会的信用を著しく失うなど、指定管理者として相応しくないと認められる状況に至った場合は、協定を締結しない、あるいは協定を解除することがあります。

また、年度ごとに施設の管理運営に係る「**年度協定**」の締結を行います。

それぞれの協定の内容は次のものを予定しています。

(1) 包括協定

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 管理の基準（利用時間、休館日等）、利用料金の設定・免除、行為制限に関する事項
- ④ 業務の内容及び範囲に関する事項
- ⑤ 物品等の帰属に関する事項
- ⑥ 事業報告（添付書類を含む。）に関する事項
- ⑦ アンケートの実施など利用者の意見や要望の把握に関する事項
- ⑧ サービス提供や管理運営状況の分析・検証に関する事項
- ⑨ 県が支払う指定管理料の総額、支払方法及び会計処理に関する事項
- ⑩ 県と指定管理者の定期的な意見交換及び協定にない問題が生じた際の連絡調整のあり方に関する事項
- ⑪ 指定の取消し、業務の停止命令に関する事項
- ⑫ 安全管理（大規模災害時の対応方針等を含む。）、リスク管理（施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合の取決めを含む。）、責任分担、原状回復義務、損害賠償等に関する事項
- ⑬ 管理運営上重大な支障が生じた場合又はそのおそれが生じた場合の指定管理者からの報告（県の求めによる資料等の提出を含む。）に関する事項
- ⑭ 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護に関する事項
- ⑮ 業務の引継ぎに関する事項
- ⑯ 環境へ配慮した取組みに関する事項（山形県環境保全率先実行計画（第5期）の内容に留意した記載とする。）
- ⑰ 労働関係法令の遵守及び雇用・労働条件に対する配慮に関する事項

- ⑱ 業務の再委託の禁止（設備の保守点検等専門知識を要するもの及び県が承認したものを除く。）及び権利義務の譲渡等の禁止に関する事項
- ⑲ その他県が必要と認める事項

(2) 年度協定

- ① 当該年度の事業の実施に関する事項
- ② 当該年度における県が支払う指定管理料の額及び支払方法に関する事項
- ③ 当該年度に実施する事業に関する事業報告、リスク管理、責任分担等に関する事項
- ④ その他県が必要と認める事項

8 調査及び指示

地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定により、指定管理者が管理する施設の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがあります。

9 関係法令等の遵守

指定管理者が業務を遂行するにあたり、関連する法令がある場合は、それらを遵守してください。ふれあいの家条例及び関連する規則のほか、特に次の法令に留意してください。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 244 条第 2 項

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではなりません。

第 244 条第 3 項

指定管理者は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはなりません。

(2) 個人情報の保護に関する法律

第 66 条第 2 項

指定管理者は、公の施設の管理の業務を行う場合において、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

(3) 山形県行政手続条例（平成 8 年 3 月県条例第 9 号）

県では、行政処分等に関する手続に関し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的として、必要な事項を条例で定めています。

指定管理者は、この条例の適用を受ける「行政庁」に含まれると解されるため、同条例の諸規定が適用されます。

(4) 山形県職員等公益通報制度実施要綱

県では、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）の趣旨にのっとり、公務に対する県民の信頼を確保し、透明かつ公正な県政の運営に資することを目的として、職員等が知り得た行政運営上の違法又は不当な行為等に関する相談又は通

報の適正な処理の仕組みを定めることにより、相談又は通報をした者の保護を図るとともに、違法行為等の早期発見と是正を図っています。

本要綱第2条第1項において、県との契約に基づいた事業に従事する労働者が本要綱の運用を受ける職員等として規定されているため、指定管理者についても本要綱の規定が適用されます。

10 情報公開について

(1) 指定申請書類の著作権及び公表

指定申請書類の著作権は、指定管理者に指定されるまでは申請者に、指定後は県に帰属します。指定管理者の指定後、指定管理者となった者から提出があった申請書類について、個人情報保護に関する法律の諸規定を遵守の上、県は原則としてその全部を情報公開窓口（県庁の行政情報センター及び総合支庁窓口。以下同じ。）で公表します。

また、指定管理者とならなかった者から提出があった指定申請書類についても、県はその全部を公表することができるものとします。

(2) 候補者の選定に関する情報等の公表

審査委員会の会議録等を県ホームページで公開します。

候補者選定手続の透明性を確保するため、審査の方法、選定基準、配点、候補者の名称・所在地並びに候補者選定の結果及び理由（採点結果を含む。）について、県ホームページ及び情報公開窓口で公表します。

(3) 事業報告書及び財務諸表の公表

指定管理者から毎年度、県に提出される事業報告書及び財務諸表は、原則としてその全部を情報公開窓口で公表します。

(4) 管理運営状況等に係る検証結果の公表

管理運営状況等に係る検証結果は、県ホームページ及び情報公開窓口で公表します。

(5) 指定管理者が行う情報公開に係る県の指導

指定管理者が行う情報公開については、「公の施設に係る指定管理者の情報公開指導要綱」に基づき、県は指定管理者に対して指導できるものとします。

11 指定管理者の指定の取消しに関する事項等

指定管理者の業務開始前又は指定期間中に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者として指定された者が、次の事項に該当した場合は、指定管理者の候補者の選定若しくは指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

(1) 指定管理者の業務開始前までの期間における取消し要件等

- ① 県議会の議決を得られなかった場合
- ② 指定管理者の候補者又は指定管理者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こした場合
- ③ 指定管理者の候補者又は指定管理者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明した場合

- ④ その他指定管理者に指定することが不可能となった場合、又は著しく不適當と認められる事案が生じた場合

(2) 指定期間中における取消し要件等

- ① 手続条例第3条に定める基準及び本募集要項4(3)①の「申請者に必要な資格」を満たさなくなった場合
- ② 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、管理業務の履行が確実でないと認められる場合
- ③ 本募集要項8の県が行う必要な指示（いわゆる改善勧告）に従わない場合又は指示内容に係る改善が見られない場合
- ④ 合併・分割等による法人格の変更に伴い、再度指定手続を行う場合
- ⑤ 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続させることが適当でないと認められる場合
(例：法人等の解散、不適切な施設運営、施設運営収支の著しい悪化、法令又は協定等の違反、施設管理の責任者又は法人等の役員の刑事訴追、指定の取消しの申し出があった場合 など)
- ⑥ 情報公開、個人情報保護、公益通報者の保護の取扱い及び承認等の手続が不適切であると認められる場合

(3) 協定締結の解除等

上記(1)又は(2)が適用された場合には、業務の停止を除き、協定を締結しないか又は協定を解除します。

(4) 損害賠償

上記(1)又は(2)により指定管理者の候補者としての選定又は指定管理者の指定が取り消された場合で、県に損害が発生した場合には、県は損害賠償請求を行います。

(5) 管理に要した費用の精算

上記(2)により指定管理者の指定が取り消され又は業務の全部が停止となった場合において、それまでに管理に要した費用が、県が指定管理者に支払った額に満たない場合は、指定管理者は県に対して残額を返還するものとします。

(6) その他

- ① 指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。
- ② 自然災害等、県及び指定管理者の責めに帰することのできない事由により、業務の継続が困難になった場合には、県と指定管理者は、業務の継続の可否について協議するものとします。
- ③ 自己の都合により指定管理者からの指定の取消しを求める場合には、その後の管理業務に支障を及ぼさないよう十分な期間をもって申し出をしてください。

12 その他

協定の解釈に疑義が生じた場合、又は、協定に定めのない事由が生じた場合は、県と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

13 添付資料

- (1) 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（資料1）
- (2) 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（資料2）
- (3) 山形県立ふれあいの家条例（資料3）
- (4) 山形県立ふれあいの家条例施行規則（資料4）
- (5) 山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（資料5）
- (6) 山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（資料6）
- (7) 平面図（資料7）
- (8) 備品一覧表（資料8）

(別紙様式 1)

年 月 日

山形県健康福祉部長 殿

所在地
名 称
代表者氏名

「山形県立ふれあいの家」現地説明会参加申込書

標記の件について、下記のとおり申し込みます。

記

1 参加者所属・職氏名 ※3名まで	①
	②
	③
2 担当者所属・職氏名	
3 連絡先住所	
4 連絡先電話番号	
5 連絡先ファックス番号	
6 連絡先メールアドレス	

(参考様式)

年 月 日

山形県健康福祉部障がい福祉課 障がい者活躍・賃金向上推進室 あて
(FAX : 023-630-2111)

「山形県立ふれあいの家」指定管理者選定に係る質問票

1 質問項目	2 具体的な内容	3 回答

4 法人名	
5 担当者所属・職氏名	
6 連絡先住所	
7 連絡先電話番号	
8 連絡先ファックス番号	
9 連絡先メールアドレス	
10 希望回答受領手段	(ファックス又は電子メールの別を記載)